

対象となる抗がん剤の範囲に関する約款の改定について

【改定の対象となる特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
抗がん剤治療特約条項	別表7 対象となる抗がん剤	P.2
特定治療支援特約条項	別表8 対象となる抗がん剤	P.2
特定治療支援特約（引受基準緩和型）条項	別表8 対象となる抗がん剤	P.2

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

対象となる抗がん剤の範囲に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（抗がん剤治療特約条項の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>別表7 対象となる抗がん剤</p> <p>対象となる抗がん剤とは、<u>次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。</u></p> <p><u>(1) 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、次の①または②のいずれかに該当する医薬品</u></p> <p>① 次のア.およびイ.のすべての条件を満たす医薬品</p> <p>ア. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められたこと。</p> <p>イ. 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) 総務大臣が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。</p> <p>イ) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。</p> <p>② 次のいずれかの医薬品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>レボホリナートカルシウム ホリナートカルシウム クロルマジノン酢酸エステル メチルテストステロン オクトレオチド酢酸塩</p> </div> <p><u>(2) 被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けているヒト細胞加工製品等の再生医療等製品(注)であって、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められたもの。</u></p> <p>(注) ヒト細胞加工製品とは、再生医療等製品のうち、人の細胞に培養その他の加工を施したものをいい、がんの治療を目的とする免疫療法において、免疫細胞に人為的な増殖、活性化等を目的とした薬剤処理その他の加工を施したものを含みます。</p>	<p>別表7 対象となる抗がん剤</p> <p>この特約において対象となる抗がん剤とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、<u>次の(1)または(2)のいずれかに該当する医薬品をいいます。</u></p> <p>(1) 次の①および②のすべての条件を満たす医薬品</p> <p>① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められたこと。</p> <p>② 医薬品の分類に関して、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 総務大臣が定める日本標準商品分類において、「8742 腫瘍用薬」に分類されること。</p> <p>イ. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類において、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること。</p> <p>(2) 次のいずれかの医薬品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>レボホリナートカルシウム ホリナートカルシウム クロルマジノン酢酸エステル メチルテストステロン オクトレオチド酢酸塩</p> </div>